

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成31年4月15日（月）

開会 13時30分

閉会 14時24分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、黒田美和委員、原田佳子委員

欠席委員 大森達也委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 宮路正弘、次長（教職員担当）梅村和弘、

次長（学校教育担当）長谷川敦子、次長（育成支援・社会教育担当）森下宏也、

次長（研修担当）吉村元宏

教育総務課 課長 柵屋眞

高校教育課 課長 諸岡伸、班長 萬井洋、指導主事 宇陀和彦、

指導主事 水谷紀子、指導主事 稲濱章誠

小中学校教育課 課長 大塚千尋、指導主事 村田憲彦、指導主事 谷本博史

特別支援教育課 課長 赤尾時寛、課長補佐兼班長 谷口峻隆、

指導主事 遠藤純子

生徒指導課 課長 梅原浩一、班長 金児正嗣

子ども安全対策監 小林宏行

保健体育課 課長 嶋田和彦、指導主事 後藤大介、指導主事 與谷愼穂

社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、班長 小濱学、主任 亀井勇希

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第1号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する
規則案

原案可決

議案第2号 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する
規則案

原案可決

議案第3号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する
規則案

原案可決

議案第4号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正
する規則案

原案可決

議案第5号 三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則の

原案可決

	一部を改正する規則案	
議案第6号	平成31年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について	原案可決
議案第7号	三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について	原案可決
議案第8号	三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について	原案可決

6 報告題件名

報告 1	平成31年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について
報告 2	平成32年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について
報告 3	三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について
報告 4	三重県部活動ガイドラインの改訂及び取組状況等について
報告 5	平成30年度全国高等学校選抜大会等の結果について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中4名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（3月22日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案第1号から議案第5号を審議し、公開の報告1から報告5の報告を受けた後、非公開の議案第6号から議案第8号を審議する順番とすることを決定する。

議案第1号から議案第3号は、関連するため、一括して審議することを決定する。

・審議事項

議案第1号	三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案	（公開）
議案第2号	三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案	（公開）
議案第3号	三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案	（公開）

(林社会教育・文化財保護課長説明)

議案第1号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年4月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2ページから7ページまで様式がありますが、その中で「平成」という文字がありましたので、それを削除するものであります。

9ページの改正理由にその旨、記載されておりますので、ご覧ください。

続きまして

議案第2号 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年4月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

これも2ページから13ページまで様式が記載されております。これも「平成」が入っておりましたので、それを削除するものであります。

15ページの改正内容にその旨、記載してありますので、ご覧ください。

続きまして

議案第3号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年4月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

これも2ページから図書館の様式が記載されております。そこに「平成」という文字を除くのと、生年月日欄に明治の「明」、大正の「大」、昭和の「昭」、平成の「平」に○を振るようなところがありましたので、それを除くというものでございます。

7ページの改正理由に、その旨、記載されております。

【質疑】

教育長

議案第1号から議案第3号については、いかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第4号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(諸岡高校教育課長説明)

議案第4号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年4月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

では、4ページの規則案要綱の「1 改正理由」及び「2 改正内容」をご覧ください。5月の元号を改める政令の施行に伴い、規則を整備する必要があるため、第1号様式から第4号様式中の「平成」を削除します。

「3 施行日」については、3ページの附則のとおり、「公布の日から施行する」とします。

【質疑】

教育長

議案第4号については、いかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第5号 三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(赤尾特別支援教育課長説明)

議案第5号 三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年4月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

7ページ、規則案要綱の「1 改正理由」及び「2 改正内容」をご覧ください。改元に伴い、第1号様式から第5号様式中の「平成」を削除します。

「3 施行期日」については、6ページの附則のとおり、「公布の日から施行する。」とします。

以上でございます。よろしく願いたします。

【質疑】

教育長

議案第5号については、いかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 平成31年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について（公開）

（諸岡高校教育課長・赤尾特別支援教育課長説明）

報告1 平成31年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

平成31年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。平成31年4月15日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長 特別支援教育課長

1ページ「I 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜の概要」について報告します。「1 前期選抜等」をご覧ください。（1）前期選抜は、2月7日、8日に、全日制課程49校115学科・コース、定時制課程5校12学科、通信制課程1校1学科で、学科・コースの特色に応じた検査により実施しました。実施コースは、全ての課程で前年度と同じで、学科・コース数は、全日制課程は前年度より1学科・コース少なく、定時制課程及び通信制課程は、前年度と同じでした。

全日制課程については、募集人数3,788人に対して、8,163人の志願があり、志願倍率は、前年度より0.06ポイント低い2.15倍、合格内定者は4,012人でした。

定時制課程及び通信制課程については、ご覧のとおりです。

（2）連携型中高一貫教育に係る選抜については、前年度同様、全日制課程2校2学科で実施しました。18人が志願し、18人全員が合格内定となりました。

（3）特別選抜は、高等学校を中途退学した者など、既に中学校を卒業した者を対

象としています。全日制課程は、1校、あけぼの学園高等学校で実施し、募集人数4人に対して、1人が志願し、合格内定となりました。

定時制課程は、5校12学科で実施し、募集人数48人に対して、21人が志願し、17人が合格内定となりました。

次に、「2 後期選抜」についてです。後期選抜は、3月11日に学力検査を実施し、3月18日に前期選抜等の合格内定者と合わせて合格者の発表を行いました。

(1)最終志願状況に記載のとおり、全日制課程では募集人数7,665人に対して、8,525人の志願があり、志願倍率は、前年度と同じ1.11倍でした。

定時制課程では、募集人数583人に対して、196人の志願があり、志願倍率は0.34倍で、前年度を0.03ポイント下回りました。

通信制課程は、募集人数418人に対して、34人の志願があり、志願倍率は前年度と同じ0.08倍でした。

(2)合格者の状況については、ご覧のとおりです。

なお、※印にあります秋期入学者選抜については、北星高等学校で9月に実施します。

資料の2ページ、「3 再募集・追加募集」をご覧ください。(1)再募集は、前期選抜・後期選抜の合格者数が入学定員に満たない学校において実施するものです。平成31年度選抜では、全日制課程20校33学科・コース、定時制課程11校14学科、通信制課程2校2学科で実施しました。募集定員、志願者数、合格者数は、ご覧のとおりです。

(2)追加募集は、再募集においても入学定員に満たない夜間定時制課程の高等学校で行われるもので、夜間定時制課程11校12学科で実施しました。

「4 合格者総数」は、全日制課程が11,534人、定時制課程が389人、通信制課程が72人でした。

次に、「Ⅱ 平成31年度高等学校専攻科入学者選抜の概要」について報告します。四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科では、9月14日に特別選抜、11月9日に一般選抜、3月7日に再募集を実施しました。機械コース・電気コースそれぞれ10人の入学定員に対して、機械コースには9人、電気コースには10人の志願があり、19人全員が合格しましたが、大学進学と就職を理由に2人の入学辞退がありました。

また、水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科では、3月11日に入学者選抜を実施し、漁業専攻科・機関専攻科それぞれ10人の入学定員に対して、それぞれ3人の志願があり、全員が合格しました。

なお、桑名高等学校衛生看護専攻科では、5年一貫教育のため、専攻科の入学者選抜は実施していません。

以上で、平成31年度三重県立高等学校等入学者選抜の概要についての報告を終わります。

(赤尾特別支援教育課長説明)

引き続き、平成31年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について報告させていただきます。

資料の説明の前に、特別支援学校の入学者選考の制度について説明させていただきます。

県立高等学校では、入学定員を設定し、受検者の中から、ある基準に従って合格者を選ぶという「選抜」を実施しております。

一方、県立特別支援学校高等部では、選抜ではなく、「選考」を実施しております。選考を希望する生徒、保護者には、該当する特別支援学校を1月末日までに見学いただき、個別に教育相談を受けてもらうこととしています。

これは、特別支援学校の教育内容などを十分にご理解いただき、障がいの状況を踏まえて特別支援学校で学ぶことをイメージしていただくためです。その上で、受検時には事前に聴き取った内容に配慮した諸検査及び面接を行い、入学者を決定しますので、結果として、特別支援学校高等部の選考に不合格はございません。

それでは、資料3ページをご覧ください。まず、2月8日に実施した選考につきましてご報告いたします。県立高等学校の前期選抜に合わせて実施いたしました。特別支援学校17校の合計として、277名が受検し、277名全員を合格としました。内訳は、特別支援学校中学部からが128名、市町等の中学校からが149名でした。各学校の状況につきましては、資料にお示ししたとおりでございます。

次に、3月11日に実施しました再募集による選考についてです。これは、当該学校で教育相談を受けた者のうち、2月8日の選考を欠席した者を対象に、県立高等学校の後期選抜に合わせて実施いたしました。特別支援学校3校で5名が受検し、合格者が5名です。したがって、資料4ページにお示ししたとおり、高等部の合格者総数は、選考と再募集を合わせ282名で、その内訳は、特別支援学校中学部からが131名、市町等の中学校からが151名でございます。

平成31年度三重県立高等学校入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要についての報告は、以上でございます。よろしく願いいたします。

【質疑】

教育長

それでは、報告1については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 平成32年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について (公開)

(諸岡高校教育課長説明)

報告2 平成32年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について

平成32年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告する。平成31年4月15日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長

今回、報告いたします実施要項は、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜に係る事務手続き等について規定したものであり、この実施要項にのっとり、選抜及び選考の事務を行います。

1 ページ「**1** 募集」(1) 応募資格をご覧ください。9月に実施する特別選抜は、志願することのできる者を、アのとおり、県内高等学校の工業に関する学科を平成32年、つまり令和2年3月卒業見込みの者で、合格した場合、入学を確約できる者とします。

11月に実施する一般選抜は、「イ 一般選抜」(ア) から(ウ) にありますように、志願することのできる者を、高等学校もしくは中等教育学校の卒業者、又は平成32年、令和2年3月卒業見込みの者等とし、学科については限定しないこととしています。

(2) 入学定員をご覧ください。入学定員は、機械コース・電気コース、各10人程度の合計20人とします。

(3) 募集方法をご覧ください。特別選抜の受付期間は、9月2日から9月6日、一般選抜は、10月28日から11月1日とします。

2 ページ「**2** 検査、選抜及び合格者の発表」をご覧ください。特別選抜は、9月13日に作文及び面接を実施し、9月20日に合否通知書を出身高等学校長に通知します。

一般選抜は、11月8日に機械又は電気に関する学力検査、面接及び実技検査を実施し、11月15日に四日市工業高等学校において、合格者の受験番号を掲示し合格者の発表をします。

以上で、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項についての報告を終わります。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について (公開)

(梅原生徒指導課長説明)

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について、別紙のとおり報告する。平成31年4月15日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長

説明は、小林子ども安全対策監から報告します。

(小林子ども安全対策監説明)

1 ページをご覧ください。三重県いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的として、条例により設置しているもの

でございます。

今回、7名の委員に人事異動があり、それに伴い委員の任免を行いました。表にありますように、三重県市町教育長会は、紀北長教育長の村島教育長から木曾岬町教育長の山北教育長、三重県警察は生活安全部少年課長の近藤課長から島田課長へ、津地方法務局は人権養護課長の前野課長から西尾課長へ、県子ども・福祉部の次長として、野呂次長から中山次長へ、三重県立学校長会は、県立四日市西高等学校の矢田校長から亀山高等学校の辻校長へ、三重県小中学校長会は、津市立橋南中学校の松ヶ谷校長から鈴鹿市立白鳥中学校の宮村校長へ、県教育委員会事務局は宮路次長から長谷川次長へということで、委員の任免を行ったものです。

2ページは、委員の構成の全体が一覧にしております。今回、14人中、7人が人事異動により委員の交代で任免を行いました。

4ページは、本協議会の設置条例です。第3条にありますように、委員は15人以内となっておりますが、今現在は14人の構成です。第4条の第2項では、委員の任期は1年、補欠委員の任期は前任者の残任期間となっておりますので、現在の委員の任期は、昨年7月1日から本年6月30日までですので、今回、新たに任命した委員は、本年6月30日までの任期となります。

平成31年7月1日からの次期委員につきましては、その時点で改めてご報告をさせていただきます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 三重県部活動ガイドラインの改訂及び取組状況等について（公開）

（嶋田保健体育課長説明）

報告4 三重県部活動ガイドラインの改訂及び取組状況等について

三重県部活動ガイドラインの改訂及び取組状況等について、別紙のとおり報告する。

平成31年4月15日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

三重県部活動ガイドラインについては、平成30年3月に策定、公表し、翌4月から運用を始め、県ガイドラインを参考に各市町教育委員会、また、学校において部活動運営方針の策定見直しを行い、適切に部活動を運営するよう取り組んでいただいているところです。

県ガイドラインの策定から1年が経過しましたが、本年1月、部活動ガイドラインの取組検証委員会を設置しまして、各市町教育委員会や学校での部活動に係る取組状況等調査結果をもとに、県ガイドラインの結果や、部活動運営方針に基づく活動の運営状況、課題と今後の取組などについて協議を行い、お手元の資料にありますように

とりまとめました。

まず、1ページをご覧ください。県ガイドラインの改訂についてご説明をいたします。この改訂につきましては、1月に実施しました第1回検証委員会において、県教育委員会から、国や他の都道府県のガイドラインとの整合性など課題を提起させていただき、委員の皆様から国のガイドラインに合わせていくほうがベターであるというような意見をいただきました。

そして、3月下旬に実施しました第2回検証委員会におきまして、協議の結果、県ガイドラインの定める中学校の週休日及び休日の活動時間設定についてお示しておりますように、スポーツ医科学の観点から、設定した活動時間について、スポーツ庁の助言も踏まえ、生徒の視点からの実質的な活動時間として設定、提示することが適切であると考えました。

中学校の活動時間設定につきましては、国の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに整合させていくことが適切であるという理由から、活動時間の設定する内容を一部修正するとともに、留意事項について追記をさせていただきました。

別添で配付させていただいております「三重県部活動ガイドライン」8ページが、修正したものになります。中学校段階におけます週休日及び休日の活動時間につきましては、これまで4時間以内とさせていただいておりましたが、今回の改訂で3時間以内と改訂させていただきました。

これまでの活動時間については、時間の定義が曖昧であるという意見が学校から出されていたということもあり、今回、「活動時間とは、スポーツ・芸術・文化等の活動に充てる時間をいう」という活動時間の定義を追記しました。

加えまして、「活動場所への移動、準備や後片付けを含め、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終える」と追記させていただいております。このことで準備・片づけ、活動中の休憩時間を3時間という枠から外すという形になります。

週休日等に行われる大会等の活動では、3時間以内という時間を上回ることも予想されますので、大会等の前後に休養日を設定するなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意するという内容もつけ加えさせているところです。

今回の改訂につきましては、既に各市町教育委員会及び県立学校へ通知しているところですが、今後、変更点の周知を徹底するため、研修会等で丁寧に説明していきたいと考えております。

続きまして、2ページをお願いします。「市町教育委員会及び学校における取組状況について」ということで説明をさせていただきます。まず、市町教育委員会の取組状況ですが、市町教育委員会では、部活動運営方針の策定、見直しに取り組むとともに、所管する学校でガイドラインに基づき適切に部が運営されるように指導・助言を行っていただいております。3月末現在で24市町で策定済みとなっております。

今後、策定予定の市町に対しまして、必要に応じて助言等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、学校の取組状況についてご説明を申し上げます。中学校、義務教育学校では、各市町の部活動運営方針、県立学校では、県ガイドラインに基づいた活動を進めているところです。学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守につき

まして、昨年12月に実施しました調査では、お手元の資料にありますような結果となりました。「全ての部でできている」、「一部の部を除いてできている」、「どちらかといえばできている」といった肯定的な回答は、公立中学校、県立高等学校ともに9割を超え、ガイドライン策定初年度ではありましたが、おおむね県ガイドラインに基づき取組が進められていると感じているところです。

また、学校では学校部活動運営方針を策定、公表するとともに、各部の年間、月間等の活動計画について、通信等を活用して家庭に知らせるよう取り組んでいるところです。

加えて、指導する部が短時間で効率的・効果的な活動になる指導方法を学ぶ取組も進めていただいております。

最後に、県ガイドラインに基づく部活動運営に向けた今後の取組についてご説明いたします。今後、各学校の活動が、県や市町のガイドラインに基づいて適切に活動していくため、検証委員会における意見を踏まえ、県教育委員会として、資料に掲載させていただいていますよう、(1)から(5)までの5つの取組を進めてまいりたいと思っています。

まず、(1)市町及び各部活動運営方針の策定のところで、市町教育委員会及び学校に対し、取組状況等を調査・把握して、必要に応じて市町及び学校部活動運営方針の策定又は見直し等の助言等を行っていきたいと思っております。

(2)学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守のところで、学校における休養日の活動時間の解釈について、学校間で共通した認識のもと、取組が徹底するよう、校長会や部活動指導者研修会において説明をしていきたいと思っています。

次に(3)各競技団体との連携ということで、4ページになります。1年を通した大会等の開催状況を把握するとともに、県教育委員会、校長会、学校体育連盟及び各競技団体等が、それぞれの立場から、生徒や教員の負担軽減に向けて取り組むべき事項について検討するための場を持ちまして、適切な大会の規模や日程等のあり方などについて協議をしていきたいと考えています。

(4)適切な部活動指導のあり方では、他校との合同チームの編成や精選、生徒の多様なニーズに応える環境整備などについて、情報提供していきたいと考えております。

(5)熱中症への対応としましては、県学校体育連盟、関係団体に対し、夏季の大会が安全に開催できるよう、機構状況に応じた大会の運営方法の見直しについて検討を促していきたいと考えております。

各市町教育委員会におかれても、所管する学校の状況把握等を引き続き行っていただき、適切な部活動運営のためにご協力いただけるよう、これからも働きかけていきたいと考えております。

【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。

原田委員

自主練と言われる生徒が自主的に練習を行うというのに関して、この部活動のガイドラインの位置づけは、どの程度かというのをお尋ねしたいと思います。

保健体育課長

自主練といいましても、いろんな形があると思います。例えば、本当に先生が見ている中で生徒が考えてやるような自主練もあれば、全く部活動の離れたところでやる自主練もあるので、そういった部活動の中でやる自主練については、この3時間の枠に当てはめて考えるほうが良いと思っています。

ただ、全く学校の教育活動を離れてやるような、自主練というのかどうか、よくわかりませんが、そういったものについては、3時間の枠には含めて考えないと捉えています。

原田委員

家で腹筋をするのも自主練ですから、そういったことをということではないのですが、家を出て学校へ行き、帰ってくるまでの時間帯が、まだ現状として学齢の上の高校生になってくると、部活をしていて帰りが非常に遅いという保護者の意見がまだまだあります。

そういうところを見ていくと、先ほどおっしゃった、顧問の先生が活動としている枠外でまだ学校に残ってやっていたりとか、そういうところが実態として見受けられるのではないかと思うので、あくまでも学校活動の一環という点では、どうかゴールデンエイジ、オーバーワークになってしまわないようにということなども含めていくと、この自主練という名のもとの活動というのも、実際は考えていかなければいけないのではないかと思いますので、この場を借りてご提案させていただきました。

保健体育課長

そういったことについては、顧問対象の研修会等についても、確かに時間が長いということについては、オーバーワークな可能性も十分考えられますので、また指導・助言していきたいと思っています。ありがとうございます。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告5 平成30年度全国高等学校選抜大会等の結果について (公開)

(嶋田保健体育課長説明)

報告5 平成30年度全国高等学校選抜大会等の結果について

平成30年度全国高等学校選抜大会等の結果について、別紙のとおり報告する。平成31年4月15日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

まず、1ページをご覧ください。本年3月末までに行われた全国高等学校選抜大会等の結果について、ベスト8以上の入賞を記載させていただいております。上段には団体種目の結果として3位になったのが3つありますのでご紹介させていただきます。四日市工業高校の男子テニス部が、「第41回全国選抜高校テニス大会」で3位、三重高校の女子ソフトテニス部が、「第42回全日本高等学校選抜大会」で3位、同じく四日市四郷高校のアーチェリー部が、「第37回全国高等学校アーチェリー選抜

大会」において、ミックストーナメント戦で3位という成績を収めました。お示ししていますようにベスト8以上の入賞数、団体は6でございます。

下段の個人の部は、レスリングの優勝者がございます。「風間杯第62回全国高等学校選抜レスリング大会」におきまして、県立いなべ総合学園高校の弓矢さんが男子55キログラム級において、見事、優勝をされました。

数が多いですので、その他の結果については、一覧表をご覧いただければと思います。

個人種目のベスト8以上の入賞数は、18種目ございました。

【質疑】

教育長

報告5については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第6号 平成31年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開）

大塚小中学校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第7号 三重県天然記念物・紀州犬審査会審査委員の任命について（非公開）

林社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第8号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査委員の任命について（非公開）

林社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。